

添付法令資料 1 :

モロッコにおける高等公職院の職位全般に関する勅令第 10 条の適用方法を定める 1967 年 9 月 5 日付政令第 355-67 号 (目次)

- 第 1 編 高等公職院の構成員の指名 (第 1 条～第 5 条)
- 第 2 編 高等公職院の組織及び権能 (第 6 条～第 10 条)
- 第 3 編 職責 (第 11 条)
- 第 4 編 雑則 (第 12 条)

添付法令資料 2 :

韓国言論仲裁及び被害救済等に関する法律 (目次)
2011 年 4 月 14 日法律第 10587 号により一部改正 同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 言論仲裁委員会 (第 7 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 侵害に対する救済
 - 第 1 節 言論社等に対する訂正報道請求等 (第 14 条ないし第 17 条の 2)
 - 第 2 節 調停 (第 18 条ないし第 23 条)
 - 第 3 節 仲裁 (第 24 条及び第 25 条)
 - 第 4 節 訴訟 (第 26 条ないし第 31 条)
 - 第 5 節 是正勧告 (第 32 条及び第 33 条)
- 第 4 章 罰則 (第 34 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

環境に影響を及ぼす事由の評価に関する 2012 年 5 月 17 日付モンゴル国法律(目次)
2017 年 2 月 2 日最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 環境に影響を及ぼす事由の評価の構造、体系及び規制 (第 4 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 環境影響評価への参加者の権利及び義務 (第 13 条ないし第 17 条)
- 第 4 章 公衆の参加 (第 18 条)
- 第 5 章 その他 (第 19 条ないし第 20 条)

添付法令資料 4 :

ナショナル・ペイメント・ゲートウェイに関する 2017 年 6 月 21 日付
インドネシア中央銀行規則 No.19/8/PBI/2017 (目次)
同月 22 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 目的及び範囲 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) における当事者 (第 4 条及び第 5 条)
- 第 4 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営者
 - 第 1 節 標準機構 (第 6 条ないし第 11 条)
 - 第 2 節 スイッチング機構 (第 12 条ないし第 18 条)
 - 第 3 節 サービス機構 (第 19 条ないし第 23 条)
- 第 5 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) と関係する当事者 (第 24 条ないし第 26 条)
- 第 6 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営
 - 第 1 節 インドネシアの銀行における決済義務 (第 27 条)
 - 第 2 節 国内支払取引の処理 (第 28 条)
 - 第 3 節 ナショナル・ブランディング (第 29 条及び第 30 条)
 - 第 4 節 価格スキーム (第 31 条)
 - 第 5 節 サービスの機能 (第 32 条)
- 第 7 章 報告 (第 33 条ないし第 38 条)
- 第 8 章 監督 (第 39 条及び第 40 条)
- 第 9 章 制裁 (第 41 条ないし第 43 条)

- 第 10 章 雑則（第 44 条及び第 45 条）
- 第 11 章 経過規定（第 46 条ないし第 48 条）
- 第 12 章 終則（第 49 条及び第 50 条）

添付法令資料 5 :

内陸ポートの建設投資及び開発の管理に関するベトナム政府の議定（目次）
2017 年 4 月 4 日付第 38/2017/NĐ-CP 号議定／17.07.01 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 9 条）
- 第 2 章 内陸ポートの建設投資及び開発の管理
 - 第 1 目 内陸ポートの建設投資の管理（第 10 条ないし第 18 条）
 - 第 2 目 内陸ポートの開設及び閉鎖の公表（第 19 条ないし第 22 条）
 - 第 3 目 内陸ポートの命名及び改名（第 23 条及び第 24 条）
 - 第 4 目 内陸ポートの開発管理（第 25 条及び第 26 条）
 - 第 5 目 国家資本により投資される内陸ポートのインフラストラクチャーの開発管理（第 27 条ないし第 35 条）
- 第 3 章 内陸ポートの活動管理並びに内陸ポートにおける各機関及び組織の権限及び責任
 - 第 1 目 内陸ポートの活動管理（第 36 条及び第 37 条）
 - 第 2 目 内陸ポートにおける各機関及び組織の権限及び責任（第 38 条ないし第 40 条）
- 第 4 章 施行条項（第 41 条ないし第 43 条）